

1. 件名：新規基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（柏崎刈羽6号機設計及び工事計画）【23】
2. 日時：令和5年10月24日 13時30分～15時10分
3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

義崎上席安全審査官、小林主任安全審査官、伊藤（拓）安全審査官、  
宮崎安全審査専門職

事業者：

東京電力ホールディングス株式会社

原子力設備管理部 課長 他14名

原子力設備管理部 設備技術グループ 副長 他8名※

中部電力株式会社

原子力本部 原子力部 設備設計グループ 副長※

北海道電力株式会社

原子力事業統括部 泊発電所 運営課 主任 他4名※

北陸電力株式会社

原子力本部 原子力部 原子力安全設計チーム 主任 他2名※

電源開発株式会社

原子力事業本部 原子力技術部 設備技術室 担当 他3名※

日本原子力発電株式会社

敦賀発電所 運営管理室 主任※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. 配付資料

なし

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	はい規制庁の伊藤です。ではヒアリング始めたいと思います。事業者から説明の方をお願いします。
0:00:08	はい東京電力、伊達です。本日の説明の進め方なんですけど、ちょっと物量のオイドの説明が込み入った話が、
0:00:18	あるものがあるのでそれを後回しにしまして、1番目に、発電用原子炉の運転を管理するための制御装置通称、
0:00:27	中層関係を、1番目にやらさしていただきまして、次に放射線管理施設の基本設計方針、
0:00:33	最後に、計測制御施設の基本設計方針はの中で、ちょっと複雑になっている通信連絡設備の共用の概要図というのを、ちょっと後日提出させていただきましたけどこの書類、
0:00:45	書類番号は、KK6-006 回 1、これをもちまして、説明したいと思います。よろしくをお願いします。では担当者の方から説明を開始します。
0:01:00	あ、ごめんなさい 0 ですいません。間違えましたすいません。もう一度復唱します KK6-006 回 0 です。申し訳ございませんでした。改めて仕切り直し。
0:01:11	開始します。よろしくをお願いします。
0:01:19	東京電力の関根です。それでは、まず、中層Aの方からご説明させていただきます。資料番号、KK6 本分、A-016 比較表書い 0 を
0:01:31	先行審査プラントの記載との比較表、発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を用いてご説明させていただきます。
0:01:39	なお、中央制御室は、7号機と共用設備でありまして、内容は、7号機本体施設、7号機設工認と同じでございます。
0:01:49	それでは、差異のある箇所のみをご説明させていただきます。1ページをご覧ください。
0:01:58	まず、鷺見加古 38 条の 1 ですが、中央制御室のところ、青字下線となっております。
0:02:05	中央制御室は、7号機の登録設備でございますので、グランドルールに則り、6号機申請では、7号機設備を追記し、7号機設備、67号機共用としてございます。
0:02:17	また、調整技術は 67号機共用のコントロール建屋に設置してございまして、7号機は設工認にて申請済みでございます。
0:02:25	続きまして 2 ページは、災害でございますので、3 ページの方をご覧ください。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:35	中段の Paragraph 3819 隅括弧 38 条の 13 でございますが、まず津波監視カメラですが、こちら 7 号機の登録設備となっております。
0:02:47	7 号機の原子炉建屋の屋上の排気塔に設置してございまして、7 号機設工認で申請済みでございます。
0:02:54	続きまして、気象観測設備ですが、こちらも 7 号機の登録設備でございまして、屋外の 1 号機側の気象観測所に設置してございます。
0:03:06	7 号機設工認で申請済みでございます。
0:03:10	続きまして、4 ページ、差異なしでございますので、続いて 5 ページをご覧ください。
0:03:19	隅括弧 70 条の 3 でございます。中央制御室の待避室です。
0:03:24	こちらも 7 号機の登録設備でございまして、中央制御室内に設置してございます。7 号機設工認で申請済みでございます。
0:03:35	続きまして、隅括弧 70 条の 1 でございますが、こちら可搬型蓄電池内蔵型照明、並びに中央制御室差圧計、また、酸素濃度二酸化炭素濃度計ですが、いずれも
0:03:49	7 号機の登録設備でございまして、7 号機の中央制御室に保管してございます。
0:03:56	また、いずれも 7 号機設工認にて申請済みでございます。
0:04:02	続きまして、
0:04:05	6 ページをご覧ください。
0:04:08	こちら、
0:04:09	では A 号機原子炉建屋内緊急時対策所でございますが、緊急時対策所も 7 号機の登録設備でございまして、5 号機原子炉建屋内に設置してございます。
0:04:21	7 号機設工認にて申請済みです。
0:04:24	続きまして住化後 70 条の 1214 でございますが、データ表示装置です。今回 6 号機の申請でございますので、6 号機用と記載してございます。
0:04:38	火災なしでございます。
0:04:40	発電を原子炉の運転を管理するための制御装置の説明に関しては以上となります。
0:04:47	東京電力ホールディングスの鈴木です。放射線管理施設の基本設計方針につきまして、比較表を用いて、差異のあるところの説明をさせていただきます。
0:04:57	資料番号、KK6 本分-022、括弧比較評価医 0、先行プラントの記載との比較表、括弧、放射線管理施設の基本設計方針をご覧ください。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:13	1 ページ目お願いいたします。
0:05:15	上から 2 段落目、隅括弧 34 条の 4。
0:05:20	隅括弧 30 条の 5 で、青字の下線を引かせていただいております。こちら、今ほど説明、中央制御室のほうで説明させていただきました通り、
0:05:30	グランドルールに則って、
0:05:32	7 号機設備と記載しております。設置場所につきましては、罹患出入り管理関係設備につきましては、サービス建屋 1 階の入退域エリア。
0:05:43	試料分析関係設備につきましてはサービス建屋の地下 1 階に設置させていただきますいております。
0:05:49	上から 3 段落目、お願いいたします。こちらも同様の理由で、設工認申請号機の違いによるサイトウ、備考欄に書かせていただいております。
0:06:01	はい。次のページをお願いいたします。
0:06:05	上から、
0:06:07	3 段落目。
0:06:09	隅括弧 74 条かな、失礼いたしました。73 条 2-3。
0:06:15	使用済み燃料貯蔵プールの共用部分の書き方につきまして、差異がございます。こちら 7 号機の使用済み燃料プールでは、12 号 7 号機共用と記載しているのに対して、
0:06:27	6 号機の使用済み燃料貯蔵プールでは、12 号、6 号機共用と記載させていただきますいております。
0:06:34	こちらの記載ですが、125 号機の使用済み燃料の一部を、67 号機の使用済み燃料プールで貯蔵貯蔵させていただいているため、このような記載とさせていただきますいております。
0:06:46	こちら設置場所につきましては原子炉建屋 4 階、オペレーティングフロアに設置させていただきますいております。
0:06:52	3 ページをお願いいたします。
0:06:55	上から 3 段落目隅括弧、73 条、15-2 をご覧ください。
0:07:02	こちら設工認申請号機の違いによる差異ということで、先ほど説明させていただきました理由と同じ理由での差異理由となります。
0:07:12	設置場所につきましては、六、七号機の方が中央制御室、5 号機の方が、5 号機原子炉建屋内緊急時対策所内に、
0:07:22	設置させていただきます。
0:07:26	4 ページをお願いいたします。
0:07:30	4 ページの下から 2 段落目、隅括弧 67 条の 8 ツツミカッコ 63 条の 66。
0:07:40	隅括弧 65 条の 42 泉カッコ 68 条の 33 の部分をご覧ください。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:45	こちら 7 号機では放射性物質濃度を推定できるようフィルタ装置出口配管にフィルタ装置出口放射線モニターを設ける設計とすると記載しているのに対して、6 号機では、
0:07:57	放射性物質を含む気体の排気を検出及び放射性物質濃度を推定できるよう、
0:08:03	フィルタ装置出口配管にフィルタ装置出口放射線モニターを設ける設計とすると記載しております。
0:08:09	こちらは技術基準規則の改正に合わせ、表現の適正化、並びに適用条文の適正化を行っております。
0:08:17	5 ページ目お願いいたします。
0:08:20	こちらも一段落目、隅括弧 67 条の 27 のところですが、こちらも同様の理由で、技術基準の改正に合わせて表現の適正化を行っております。
0:08:35	下から 1 段落目です。のところ、
0:08:40	ところで、
0:08:41	隅括弧でいうと 76 条の 24。
0:08:46	こちら、設工認の申請号機の違いによる差異と、
0:08:49	備考欄に書かせていただいておりますが、こちらは説明させていただいている内容と同様の理由での差異になります。
0:08:57	それからこの場で共用に関する記載の適正化と備考欄に書かせていただきますが、
0:09:02	こちらは、7 号機の基本設計方針では、
0:09:06	5 号機の金原子炉建屋内緊急時対策所の共用に関する記載をしておりますが、この設備はこの場で初めて出てくるため、6 号機では、共用に関する記載を書いております。
0:09:19	なお可搬型エリアモニターにつきまして、設置場所ですが、金 5 号機原子炉建屋内緊急時対策所、
0:09:26	可搬型モニタリングポストにつきましては、荒浜側高台保管場所を湊側高台保管場所、5 号機原子炉建屋内緊急時対策所内に保管しております。
0:09:38	6 ページをお願いいたします。
0:09:41	6 ページ、上から 2 段落目、隅括弧 34 条の 3、31。
0:09:47	隅角 75 条の 14 につきまして、
0:09:50	7 号機で申請済みのため、差異が発生しております。こちらも説明させていただいております内容と同様の理由になります。設置場所ですが、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:01	無停電電源装置モニタリング用ファンモニタリングポスト用発電機につきまして屋外に設置してありまして、無停電電源装置につきましては、各Mpの周辺エリアモニタリングポスト用発電機につきましては、
0:10:15	モニタリングポスト 2 番、モニタリングポスト 5 番、モニタリングポスト 8 番の周辺エリアに設置しております。
0:10:21	7 ページをお願いいたします。
0:10:25	一段落目の隅括弧、76 条の 75 条の 3。
0:10:32	設備の記載につきまして、こちらもすべて 7 号機にて申請済みのため、共用の記載の部分に差異が発生しております。
0:10:42	設置場所についてですが、NaIシンチレーションサーベイメーター、GM 汚染サーベイメーター、ペットN-Sシンチレーションサーベイメーター、電離箱式サーベイメーター、
0:10:53	及び、可搬型ダストヨウ素サンプラにつきまして、5 号機原子炉建屋内、5 号機原子炉建屋内緊急時対策所に保管されております。
0:11:03	小型船舶については荒浜側大湊側高台保管場所にて保管しております。
0:11:11	また、英語版、3 段落目、お願いします。可搬型モニタリングポストの共用の記載で、6 号機にて記載の適正化をさしていただいております。
0:11:21	こちらの設備ですが先ほどの説明とは逆の内容になっておりまして、すでに出てきている設備ですので、
0:11:29	この前に、以下同じと記載をさしていただいておりますので、ここでは省略するように記載の適正化を行いました。
0:11:37	8 ページ目をお願いいたします。
0:11:41	こちらのページですが、
0:11:43	すべて 7 号機にて申請済みのため、差異が発生しております。説明させていただいた内容と、
0:11:53	同じになっております設置場所ですが、データ処理措置につきましては、
0:11:58	午後原子炉建屋内緊急時対策所、緊急時、気象観測設備につきましては屋外で可搬型気象観測装置につきましては荒浜側高台保管場所、大宮とかタカダ保管場所にて
0:12:11	設置しております。9 ページ目をお願いいたします。
0:12:18	こちらのページの、
0:12:20	次ですが、こちらです、これまで説明させていただきました内容と、
0:12:26	同様に 7 号機に申請済みのため差異が発生しております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:32	設置場所ですが中央制御室誤判型陽圧化空調機、括弧フィルタユニット、中央制御室、可搬型陽圧化空調機カッコハンにつきましては、コントロール建屋 1 階、
0:12:43	中央制御室陽圧化装置括弧空気ポンベにつきましては、コントロール建屋 1 階、廃棄物処理建屋 1 階に設置しております。
0:12:50	10 ページ目は浅井ございませんので、次のページ、11 ページ目お願いいたします。
0:12:57	上から 1 段落目、隅括弧 74 条の 22。
0:13:01	にて、
0:13:03	7 号機では、可搬型設備の保管場所について記載していなかったため、6 号機では規制しております。
0:13:09	保管場所につきましては、中央制御室待避室内になります。
0:13:14	また、号機で申請済みの設備のため、記載分、これまで説明したりさせていただいた内容と同じなのですが、差異が発生しております。2 段落目につきましても、
0:13:24	7、
0:13:25	同じ同様の理由での差異が発生しております。
0:13:31	4 段落目、それから 5 段落目ですが、この章で初めて出てくる設備があったため、共用に関する記載を、
0:13:40	しております。こちらに記載のある設備ですが、
0:13:45	5 号機原子炉建屋の三階に設置されておまして、後原子炉建屋内緊急時対策所括弧待機場所陽圧箇所通知括弧空気ポンベにつきましては一部、
0:13:56	2 階に設置しております。
0:14:00	12 ページ目、お願いします。
0:14:04	こちらのページの際ですがこれまで説明させていただいた内容と同様に、
0:14:09	7 号機にて申請済みのため差異が発生しております。設置場所ですが、5 号機原子炉建屋内緊急時対策所内、緊急時対策所、乾電池型照明括弧ランタンタイプは、
0:14:21	緊急時対策所内に保管されております。
0:14:26	13 ページ目お願いいたします。
0:14:29	こちら、差異はないのですが、上から、
0:14:34	後段、上から 5 段落目、隅括弧の、
0:14:37	43 条の 9 の部分です。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:39	こちらの、
0:14:41	中央制御室の換気空調系なのですが、
0:14:44	6号機で申請するため、6号機で申請する設備となっております。
0:14:49	記載ぶりには差異はないのですが、申請号機と、
0:14:55	同じであるため7号機設備、6号機設備地区という記載を省略させていただいております。14ページ目お願いいたします。
0:15:05	14ページ目ですが、
0:15:08	こちらも7号機向け新申請済みのため記載ぶりの差異が発生しております。
0:15:14	また、6号機設備につきましては、申請図、申請号機と同じよう、同じであるため、省略しており7号機の基本設計方針との書きぶりの
0:15:25	掲載となっております。こちらの設備ですが、コントロール建屋内の2階に設置しております。
0:15:31	15ページ目お願いいたします。
0:15:35	上から3段落目、隅括弧43条の中ですが、7号機。
0:15:42	7号機の基本設計方針と、
0:15:47	同じく6号機の主排気塔から放出設計となっているんですが、6号機では申請号機と同じであるため、記載は省略しており、書きぶりに差異が出ております。
0:16:00	それから4段落目、5段落目の記載になります。こちらはこの章ですすでに出てきている設備に対して共用の記載を省略するように記載の適正化を行っております。
0:16:11	また申請号機の違いによる差異が出てきておりますが、こちらはこれまで説明させていただきました内容と同じ理由での差異になっております。
0:16:20	ここで初めて5号機原子炉建屋内緊急時対策所、
0:16:27	カッコ対策部可搬型外気取入送風機、
0:16:32	は登場しますが、設置場所につきましては、5号機の原子炉建屋3階に設置しております。以降、差異のある箇所ございません。
0:16:45	はい。東京電力吉岡です。衛藤放射線管理施設の基本、比較表の右下19ページご覧ください。
0:16:53	こちらで設備の共用について説明をしているんですけども、先行電力さん同様当社でも、液体廃棄物処理系排水放射線モニターが、67号機共用で設備を設置しているんですけども、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:17:06	当社の場合設備の共用を記載してございません。こちらについては、E P断面で、安全施設として抽出をしておりますので、現状記載をしていないんですけども、先行電力さんの記載ちょっと踏まえて社内検討して必要に応じて、
0:17:20	記載の方検討させていただきたいと思います。放射線管理施設の基本比較については以上となります。
0:17:29	はい。続きまして、計測制御系統施設の業績を主にご説明させていただきたいと思います。
0:17:37	資料番号。
0:17:41	はい。すいません。資料番号KK6 本分ー014 比較表、先行審査プラントの記載との比較表計測制御系統施設の検査共振を用いてご説明させていただきます。
0:17:56	1 ページから 6 ページについては差異ございません。続いて、7 ページです。
0:18:04	中段からあります。隅括弧 73 条の 3。
0:18:08	系統設計条件の違いによる差異ということでプラントメーカーが異なりますので一部計測範囲について差異がございます。
0:18:16	ページめくっていただきまして 8 ページ目です。
0:18:20	2 段落目の隅括弧 67 条の 38 こちら中央制御室 7 号機の設工認で申請しておりますのでこちら共用の記載をて差異が出ております。
0:18:31	続きまして中段、隅括弧 67 条の 40、鷲見括弧 73 条の 4 で、伝熱面積、格納容器内ガス冷却器の伝熱面積で 6 号機 7 号機で差異が出ております。
0:18:43	こちら、冷却水の系統設計状況の違いにより、差異が出ております。こちらについては、後段の説明します。設定根拠に関する説明書別添で説明をいたします。
0:18:56	はい。続きまして最後の 60 名、隅括弧 67 条の 7、藤鷲見括弧 68 条の 13、こちら、表現上は最後ございませんんですけども、7 号機から隅括弧 68 条の 13 が追加になっております。
0:19:11	こちらについては技術基準の 68 条が、解釈が、記載、
0:19:16	改正になっておりますので、
0:19:18	適用条文を追加してございます。
0:19:24	続きまして
0:19:26	右下 11 ページご覧ください。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:31	一番下ですねツツミ(7)13条の15-1です。こちら安全パラメータ表示システムSPDS先ほどご説明しました通り、6号機設備については中央制御室に設置。
0:19:43	7号設備、67号機共用合金設置のものについては5号機の緊急時対策所に設置してございます。
0:19:51	1ページめくって、
0:19:53	いただきまして、
0:19:55	等、
0:19:58	見せ、12ページですね、こちらのツツミ(7)13条の11-2、73条の12-2、73条の13-2で、可搬型計測器及び24号について、
0:20:10	7号機設備、67号機共用5号機に保管ということで差異が出てございます。こちらについては5号機の緊急時対策所に保管をしているものになります。
0:20:20	すいません、私が冒頭でちょっと説明を飛ばしてしまったんですけども、
0:20:25	差異の理由と大きな差異の理由としまして、ちょっと表紙めくっていただいたところに戻っていただくんですけども、
0:20:33	通信連絡設備について、6号機の設計管理、設計整理に伴って明確となった共用設備の記載を反映したことによる差異ということで、こちら、詳細は17ページ以降でご説明をさせていただきたいと思います。
0:20:51	はい。東京電力の芳野です。私の方で、
0:20:56	通信連絡設備に関するところのご説明をさししたいと思います。衛藤。
0:21:02	17ページの4ポツ、通信連絡設備の4ポツ1のツジ葉設備の発電所内のところから始めていきます。まずこちらの説明をするに当たりまして、
0:21:14	追加で提出させていただいてます。
0:21:17	資料番号がKK6-006階0の、
0:21:23	通信連絡設備の共用概要図、こちらですね。
0:21:27	こちらをですね、使わせていただいて説明させていただきたいと思います。
0:21:39	こちらの資料がですね、
0:21:42	6ページの構成になってまして最初の数、3ページまでがずっと表を用いて、
0:21:49	用いたものになってございまして4ページ以降がですね、基本設計方針からですね、この比較表のですね、
0:22:00	共用の主体があるところ、こちらを抜粋してちょっと色をつけて、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:04	あと番号をつけて、表示したものになりまして、6 ページの構成になって ございます。
0:22:10	まず、この表の見方というんですかね、資料の見方からちょっとご説明 を、
0:22:17	したいと思いますのでよろしくお願いますまず 1 ページからになります けれども、
0:22:23	こちらがですね通信連絡設備発電所内の影響整理についてというところ になります。
0:22:32	図のとですね、このページの上の半分が図になってございまして、当発 電所の
0:22:39	構成っていうんですかね。そうですね。イメージしております。左から 7 号機で真ん中が共通建屋、
0:22:48	ですね、右側に行きまして 6 号機、
0:22:51	なります。ちょっと離れたところに 5 号機緊急時対策所もございまして で、そういったところをイメージ等ございまして、この色分けをしてござ いましてけれどもこれがですね通信連絡設備の、
0:23:04	設計のカテゴリというんですかね、グループ分けになりますのでそういっ たところがですね、ちょっと色でもわかるように、
0:23:13	グループ分けをして色をつけてございます。はい。
0:23:18	ていうところが、上の図のその説明になりまして今度下半分がです ね、表になってございますが、これがですね、各通信連絡設備の、今 日、
0:23:29	今日の記載の状況をですね、
0:23:32	表にしてまとめたものになってございます。左側の項目がですね、通信 連絡設備の設備名称になってございまして、
0:23:40	その中が規格ページの(5)警報装置から
0:23:44	だらだらと形を記載してございます。次の
0:23:49	別に移っていただきますと、7 号認可時と 6 号申請時という、これをです ね記載してございますが、今回のこの資料ですね。
0:24:02	7 号申請の時の記載の状況と、あと今回の 6 号申請における記載の状 況と、ちょっと両方表現。
0:24:12	ちょっとございまして、そういった区分けも、こちらでわかるようにして ございます。さらにですね、6 号申請時につきましてはこの右側にまた ※1※2 というところで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:23	行わけでございますけれども、この※1※2 というところですね、※1 側の日、
0:24:29	営業日でできますが、
0:24:32	7号、7号のですね申請の時に、すでに申請済みの設備に対して、6号申請でも、また申請を、
0:24:40	しているというものを、※1の表に記載してございます。※2の行になりますと、6号申請で新規に申請する設備、こちらを記載するような形の業務として記載してございます。
0:24:55	あとですね、各それぞれ表の中の設備の名称の手前に、丸数字と一幾つという数字が振ってございますが、
0:25:05	これがですね、下にあるコメントと、対象になってございまして、説明を下の方で記載してございます。
0:25:13	といったところがこの表の
0:25:17	記載の内容になってございます。で、
0:25:21	さらにですねちょっと4ページの方に移っていただきまして、
0:25:27	こちらの資料の説明をしたいと思っておりますけれども、こちらがですね、基本設計方針の比較表からですね、差異のあるところ、
0:25:38	共用の記載の差異のあるところを、抜き出して資料にしたものです。
0:25:44	えーとですね色と、
0:25:46	番号。
0:25:48	を振るということで、ちょっと表現してございますが、
0:25:52	この色はですね、オレンジとか灰色とか、赤色とかになってございます。これが先ほど1ページで見ました、プラントの
0:26:03	図面っていうんですかね。ポンチ絵の色と、ひもづいてございますので、
0:26:09	そちらとの対照ができるような形にしてございます。
0:26:14	赤で数字を振ってございますけれども、そちらもですね、先ほどの表に出てきました0幾つという、
0:26:23	数字の番号ですね、そちらとも対象になってございますので、そういった関連性で見いただければと思います。
0:26:37	ではちょっとここでまず一つ目から見ていきたいと思うんですけれども、
0:26:42	まず、4ページの、
0:26:44	ところで、
0:26:47	最初の設備が、掃除脇括弧ページングカッコ警報装置の中の6号機設備というのがございます。こちら
0:26:57	オレンジ色で丸4という数字が振ってございますこれを、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:03	1 ページの表で見させていただきますと、
0:27:10	表の一番上の装置が、層序規格ページング警報装置になってございます。
0:27:15	ここのオレンジ色の、
0:27:18	ところですね、大体ROVのところの、
0:27:21	ところに、④の 6 号機設備というところがございます。
0:27:25	で、オレンジ色になってございますので、こちらがですね、
0:27:31	6 号機の原子炉建屋と、6 億円をタービン建屋に設置しているものになりますという、そういった形の見方が適用になってございます。
0:27:44	続きまして、
0:27:46	ちょっと 4 ページの、
0:27:47	ここに戻っていきいただきまして、
0:27:50	ホリノ 5 号機設備の次の 7 号機設備、67 号機共用、
0:27:57	というところですね、こちら、グレーの色んなりまして、③-2 というふうに記載してございます。
0:28:04	1 ページの表に戻っていただきますと、
0:28:09	そうじゃきページング警報装置のですね、灰色分の
0:28:13	03-2 というところになります。こちらの既設六、七号機共用というふうに記載してございます。
0:28:19	こちらはですね
0:28:22	中央制御室に設置というところになってございます。
0:28:26	この中央制御室というのが、
0:28:30	当時はですね 7 号、
0:28:32	の申請の時にはですね 7 号機設備として整理してございましたので、共用の扱いというのが、当時はちょっと、
0:28:41	決定しないまま、6 号機の申請の段階で決定することになってございまして当社 7 号単独というところで、申請したんですけども、今回 6 申請に当たりまして、
0:28:54	今日である中央制御室になりますので、そこに設置する。
0:28:59	それじゃあページングとしましては、号機の関係なく、使用することができるというものになりますので、共用として整理するように変更したいと思っております。はい。
0:29:10	といったことになります。
0:29:13	続きまして 4 ページの方に戻っていただきまして、
0:29:18	次の設備です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:21	7号機設備、67号機共用号機に設置、こちら赤色に塗っておりまして、⑤-2と記載してございます。こちらは1ページに戻っていただきますと、
0:29:33	赤色の枠の、
0:29:35	ところで、05-2で、何億手広く内工供与合議設置と記載がございませ
0:29:41	こちらがですね号機の緊急時対策所に設置しておるものでして、
0:29:46	こちらの7号機の瀬、設工認で申請済みのものになってございます。
0:29:52	申請合計は7号機ですので、グラウンドに載っておりまして7億設備というのを今回追記してございます。はい。
0:30:03	続きまして、これで
0:30:06	消磁ページ向け放送装置については、以上になります。
0:30:12	次の設備になりますけれども、こちらが掃除訳括弧ページングカッコ警報装置のカッココントロール建屋、廃棄物処理建屋、サービス建屋及び屋外という数字になります。
0:30:26	こちらがですね7号機設備、67号機共用6号機に設置というところで、青色着色して、②-2というふうにしてございます。
0:30:37	1ページの表に戻っていただきまして、
0:30:40	その次は企画ページング確保警報装置コントロール建屋配布処置建屋サービスダテ屋外の、
0:30:46	行になりますけれども、こちらの②-2の、青色の部分ですね、こちらにアオキ設備6ナゴ供与6オギ設置と記載がございませ
0:30:57	こちらがコントロール建屋さ、廃棄物処理建屋サービスで遠く外、こちらに設置しておりまして、こちらは7号機の申請。
0:31:08	設工認の方で申請済みになってございます。申請合計が7号機ですので、グラウンドに載っておりまして今回のアオキ設備というのを追記してございませ
0:31:21	4ページに戻っていただきまして、
0:31:27	こちらの
0:31:30	ページ無警報装置については、以上になりますので次の設備ですね。
0:31:41	続きましては掃除脇括弧ページングの装置になります。
0:31:47	こちらがですね、
0:31:50	まず6号機設備で次が7号機設備で同じ共用で次設備六、七号機共用号機設置という流れになりますけれども、これ先ほどの

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:01	衛藤層中脇加古ページング過去警報装置と同じ記載になってございますので、ここはご説明を省略したいと思います。
0:32:13	続きまして、
0:32:15	相似明ページング。
0:32:18	コントロール建屋廃棄物処理建屋、サービス建屋を空海。
0:32:23	になりますけれども、こちらですね、江藤アノ動き設備、67号機共用号機設置と、
0:32:30	なってございますがこちら先ほどご説明しました、東ソーじゃ計画ページング警報装置、
0:32:38	と同様となっておりますので説明は省略したいと思います。はい。
0:32:46	続きまして
0:32:48	次の説明に移りまして、
0:32:51	電力保安用電話設備になります。天竜川電話設備の各戸固定電話機、PHS及びFAXの設備になります。
0:33:02	はい。こちらまず、6号機設備となっておりますオレンジ色で、④と数字を振ってございます。
0:33:11	こちらですねまた1ページの表の方に移っていただきますと、
0:33:17	電力保安用電話設備の固定電話PHS端末及びFAX。
0:33:22	こちらのところのオレンジ色の④のところですね。はい。
0:33:26	に、6設備と記載がございまして、オレンジ色のところになりますので、6号機の原子力
0:33:33	原子炉建屋と復興元タービン建屋、こちらの方に設置しているものになります。
0:33:42	では、4ページの方に戻っていただきまして、
0:33:47	次の説明が、
0:33:50	67号機共用、7号機に設置というところで、
0:33:55	灰色で、③-3というふうに振ってございます。
0:34:00	こちら1ページに戻っていただきまして、
0:34:03	電力は電話設備ですね。
0:34:06	③-3で
0:34:10	67号機供与、7号機設置というところに益子アノ緑色に色を着色してございますけれども、こちらがですね、衛藤。
0:34:20	灰色の部分になりますので中央制御室に設置してございます。
0:34:25	こちらはですね6号機、6k交換機加入の電力保安用電話設備になりますので、今回6号機設備として申請いたします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:35	共用の扱いに関しましてもですね、今回、
0:34:41	土木申請で共用として申請しますので内容としては③の2項で、先ほどご説明した通りなっております。はい。
0:34:56	では次の設備に移りたいと思います。まず、4ページの方に戻っていただきたいと思います。
0:35:03	次の設備はですね67号機共用の5号機に設置というところで、
0:35:10	赤色に着色して、05-3というふうに記載しております。
0:35:16	こちら1ページに戻っていただきますと、
0:35:20	に雇用電話設備の
0:35:24	05-3になっておりますので、赤色の
0:35:29	行ですね、2Aと書いてございます。こちら、右に着色してございますけどもオクな動きを5位設置。
0:35:36	と書いてございます。
0:35:38	こちらがですね5号機緊急時対策所に設置してるものでして、先ほどと同じように6号機の現加入ノジリ5案用電話設備を、6号機の設備として申請しております。
0:35:50	こちらにつきましてはですね共用の扱いというのはノアオキの申請の時と同じように、共用として申請しております。はい。
0:35:59	はい。ではまた4ページに戻っていただきます。はい。
0:36:04	続きまして、
0:36:07	次の設備が7号機設備の67号機共用というところで、灰色で、③-2と書いてございます。
0:36:17	こちら、1ページに戻っていただきますと、
0:36:20	灰色で、③-2と書いてあるところが、長野オオキ設備のオクな動きをと記載ございますこれ今、赤色で表示してるものになりますけれども、
0:36:32	③になりますので廃炉になりますので、中央制御室に設置の設備になります。こちらですね、7号機の
0:36:41	申請の時点ではですね、何機単独として整理していたんですけども今回6号機の申請に伴いまして共用の整理を、
0:36:50	設計の整理を行いまして南北7号機共用という形に申請しております。はい。
0:36:59	では4ページの方に戻りたいと思います。
0:37:07	続きまして
0:37:10	7号機設備の67号機共用5号機に設置という赤色に着色したものでして、数字で、⑤-2と記載しているものになります。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:37:22	こちら、1 ページの表に戻っていただきますと、
0:37:28	電力保安用電話設備の
0:37:32	丸。
0:37:34	⑤-2 になりますので、赤いロープの⑤-2 のところですねえと。
0:37:39	7 号機設備の六、七号共用号機に設置というところでこちらはですね 5 号機の緊急時対策所に設置してるものでして、7 号機の設工認で申請済みのものになってございます。
0:37:51	申請号機 7 号機になりますので、グラウンドにのっとりましてアオキ設備というのを今回追加するような形をとってございます。はい。
0:38:02	はい。では 4 ページに戻っていただきます。はい。
0:38:07	電力保安電話設備、
0:38:10	に関しましては、以上で終わりました、
0:38:14	また次の設備ですね、こちらがまた電力保安用電話設備の括弧固定電話及び、
0:38:21	APS 端末の括弧で、コントロール建屋廃棄物処理建屋、サービス建屋 おり屋外
0:38:28	という設備になります。
0:38:31	はい。こちらのですね、次に出てくるものが、67 号機共用というところで、青色に着色して②-3 と、番号振ってございます。
0:38:43	こちら 1 ページの方に戻っていただきますと、電力用電話設備の、
0:38:48	固定電話協議ピース端末、カックコントロール建屋、廃棄物処理建屋サービス建屋を、及びオク会と一番下の設備になりますけれども、
0:38:57	こちらの
0:39:01	②の 3 のところの青色のところですね、になります。
0:39:10	こちらは 67 号機共用というところで緑色に、
0:39:14	着色してございますが、こちらがですね、
0:39:23	青色の部分になりますので、6 号機のコントロール建屋と、6 号機の廃棄物処理建屋、あと 6 オギサービス建屋、あと屋外に設置しているものになります。
0:39:34	こちらはですね 6 号機の方が未加入の前にコモリの電話設備を、6 号機設備として今回申請するものになります。
0:39:43	共用の扱いというのは、7 億円の申請の断面と同じように、
0:39:48	形をとってございます。はい。
0:39:53	はい。では 4 ページに戻っていただきます。はい。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:58	次の設備が、7号機設備、67号機共用、6号機に設置というものになります。
0:40:06	青い6着色しております、②-2としてございます。
0:40:12	1ページの表に戻っていただきまして、一番下の絵にこの電話設備の、
0:40:18	②-2のナゴ設備徳永向後黒木聖地青色の部分になりますけれども、
0:40:24	はい。
0:40:25	こちらがですね設置してる場所が今後、コントロール建屋廃棄物処理建屋、サービス建屋、
0:40:32	屋外に設置しております、7オオキの設工認の断面で申請済みになります。申請号機が7号機になりますので、グランドルールをとってナゴき設備というものを追記してございます。はい。
0:40:46	以上になります。
0:40:54	それで、4ページの方に戻っていただきまして、電力電話設備に関する説明は以上になります。
0:41:04	続きまして、
0:41:08	設備が変わりまして、衛星電話設備のカッコ常設というものによって変わってきます。
0:41:15	こちらですね
0:41:19	この図の方に関しましても2ページの方に、
0:41:23	移ってきます。
0:41:29	まず設備の方で、
0:41:34	6号機設備で、書類上は6号設備の7号機に設置というところをちょっと7号機設置のところに訂正を入れているんですが、ちょっとこちらですね、ちょっと訂正というところになりますけれども、こちらは色に着色してございまして、
0:41:50	5-2と番号振ってございます。
0:41:53	2ページの方に移っていただきますと、衛星電話設備括弧常設の灰色分の6-2のところになります。
0:42:02	6号機設備でちょっと訂正を入れてますけれども何億設置と。
0:42:06	なっております。こちらがですね、
0:42:10	灰色の部分になりますので中央制御室に設置しているものになります。こちらですねグランドルールの戸崎さんになりますと、並木設備に設置という、
0:42:21	表現不要になる、なるということが、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:24	わかりましたのでこちらはですねちょっと削除する訂正をさせていただきたいと思います。はい。
0:42:33	では続きまして4ページの方に戻っていただきます。
0:42:38	次の設備が7号機設備、67号機共用号機に設置となっておりまして、赤色に着色して、⑦-2と、
0:42:49	番号振ってございます。2ページに戻っていただきまして、衛星電話設備括弧常設の
0:42:56	⑦-2aと赤色のありますけれども、
0:43:00	こちらにナゴ設備の67号機及びオオキに設置と記載がございます。
0:43:05	こちらはですね赤色のところですので緊急時対策所に設置しているものでして、7号機の設工認で申請済みのもので申請保険は7号機ですので、直設備と記載を、
0:43:18	すぐ変更してございます。はい。
0:43:23	4ページの方に戻っていただきたいと思います。
0:43:29	井清電話設備のかっこ常設は以上になりまして、
0:43:32	続きまして衛星電話設備の、括弧可搬型になります。
0:43:42	ここから先がですね、
0:43:46	記載が同じになってきますので、衛藤。
0:43:51	ご説明は割愛させていただきたいかなと思います。衛藤。
0:43:56	見方としては先ほどと同じでして、間形にしてありますけれども、アオキ設備部内工横置きに保管と書いてございますので、
0:44:06	2ページに戻っていただきまして、セガワ設備カッコハンの淘汰の2のところになりますけれども、
0:44:13	グランドルールに基づいて7オギ設備というのを追求するような形になってございます。こういった形で
0:44:20	引き続き、
0:44:21	衛星でも説明の次の無線連絡設備、
0:44:24	常設と無線連絡設備の格好可搬
0:44:28	ということ、流れで記載がございます。
0:44:33	ちょっと無線連絡設備、
0:44:36	常設と結んでる設備のカッコハンにつきましては、ちょっと省略させ、説明を省略させていただきます。
0:44:43	続きまして、
0:44:46	携帯型音声呼出電話設備、括弧携帯型音声呼び出し電話機、こちらの方の説明に移りたいと思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:57	4 ページの方に移りますけれども、
0:45:01	4 ページの携帯型を整備し電話設備の括弧携帯型を整備し電話機ありますけれども、
0:45:07	こちらをですねまず最初に 6 設備で何億人保管というのをちょっと訂正した形になってございますけれども灰色で、
0:45:15	⑥-2 と、記載は 5 分でございます。
0:45:21	こちら 2 ページの方に移っていただきますと、
0:45:25	灰色部に
0:45:27	⑥-2 というところで 6 号機設備で何億設備の保管を、訂正をいただく形で記載してございますけれども、こちら先ほどご説明しました通り、江藤ナゴ委員に保管っていう、
0:45:38	表現がですね、グラドルール上不要になりますので、今回、これはさ、訂正をさせていただきたいと思っております。はい。
0:45:49	続きまして、4 ページに戻りまして、
0:45:53	次の設備が 67 号機共用 5 号機に保管になります。
0:45:59	こちらはピンク色で 7-3 と番号を振ってございますので、
0:46:05	おりますが、
0:46:07	2 ページの方に移っていただきますと、
0:46:11	赤色の、
0:46:12	行のですね、7 の、
0:46:15	⑦の 3 で、6 名の共用号機に保管と記載がございます。こちら緑色に文字を着色してございますけれども、こちらがですね、5 号機の緊急時対策所に保管というものになります。
0:46:29	今回 6 号機の設備として申請をいたしますけれども、共用として申請します。はい。共用の扱いに関しましては、7 号機の許認可の時と同じ考え方で設置してございます。はい。
0:46:47	以上を用いまして衛藤。
0:46:52	節、この通信連絡設備の発電所内の今日の整備に関してのご説明は以上になります。
0:47:00	で、
0:47:11	こちらの比較表の方をですね、戻っていただきまして、
0:47:16	隅括弧 47 条の 8-1 ですかね、17 ページの
0:47:22	こちらの、
0:47:26	比較表の変更箇所を一貫して、ご説明が終わったところになります。
0:47:37	でも一旦ですね、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:44	引き続きの説明はですねこちらの比較表を用いて、
0:47:48	いきたいと思います。
0:47:50	江藤。次の変更箇所になりますけれども、
0:47:55	18 ページに、
0:47:57	移っていただきまして、
0:48:03	こちらが、最初のパラグラフになりますけれども、鷺見加古 47 条の 9 と いうところで、
0:48:10	5 号機原子炉建屋内緊急時対策所括弧対策本部. 高気密室、
0:48:17	こちらアオキ設備の 6-5 分、後期予防議員設置となっております が、こちら申請合計の違いによる差異というところになりますけれども こちらの
0:48:27	緊急時対策所、7 号機でございますので登録申請では 7 号機設備とい うのを追記してございます。
0:48:33	その下でございますけれども、5 号機原子炉建屋内緊急時対策所の (7) 設備力の共用号機設置こちらの方も、先ほどのご説明と同じになっ てございます。
0:48:46	続きまして衛藤。
0:48:50	二つ。
0:48:51	下のパラグラフになりますけれども、7、偶括弧 77 条の 1-1。
0:48:57	になりますけれどもこちらの 5 号機、
0:49:01	屋外緊急用インターフォンカックインターフォン。
0:49:04	7 号機設備 6 名、後期共用号機に設置、こちらに関しましてもですね 7 号機 2 号機に設置しているものになりまして、7 号機、
0:49:16	の申請の時に、申請済みのものになりますので、アオキ設備というもの を追記してございます。
0:49:25	はい。
0:49:26	18 ページは以上になります。19 ページに移りまして、
0:49:30	真ん中のところのパラグラフですね偶括弧 77 条の 6。
0:49:35	こちらはですね、5 号機原子炉建屋内緊急時対策所用がん型電源設備 括弧 7 号機設備ロック 7 号機共用、こちらですね、
0:49:46	ナゴ期の申請済みのものになりますけれども、
0:49:50	7 号機申請済みのものなので今回アノナゴき設備というものを追加す るような形をとってございます。
0:49:58	19 ページは以上になります。
0:50:04	はい。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:06	20 ページに移っていただきまして、
0:50:11	3 段落目ですかね、江藤 4 ポツ、2 の通信連絡設備括弧発電所外になります。
0:50:19	こちらのところもですね、また
0:50:23	共用のところの変更が多くなりますので、こちらですね、先ほど使いました
0:50:30	説明資料を用いましてご説明を差し上げたいと思います。はい。
0:50:36	通信連絡説明共用化用図の方を、
0:50:40	ちょっと参照していただきたいと思います。
0:50:48	はい。
0:50:50	こちらのポンチ絵の方はですね、鳥栖 3 ページになります。
0:50:57	通信連絡設備括弧発電所外の共用整理についてという題名で、
0:51:03	図等表を記載してございます。
0:51:10	比較表の、
0:51:12	抜粋に色をつけたもの、こちらをですね、6 ページに用意してございます。
0:51:20	6 ページの 3 ページを使いながらちょっとご説明をしていきたいと思えます。
0:51:26	はい。
0:51:34	こちらですねここに記載されている設備が、
0:51:40	五つの設備がございます。
0:51:45	テレビ会議システム、括弧テレビ会議システム、括弧社内向けというものと、専用電話設備括弧専用電話設備確保とライン、
0:51:55	括弧地方公共団体向け、
0:51:58	あと、衛星電話設備、括弧、社内向け、括弧テレビ会議システム、括弧社内向け及び衛星社内電話機、
0:52:09	あと、統合電力防災ネットワークを用いた通信連絡設備括弧テレビ会議システム、IP電話及びIBファックス、あとデータ伝送設備ですね。
0:52:20	この五つの設備がございませけれども共用の整理に記載の変更に関しては、すべて同じようになりますのでちょっと行かせて説明をさせていただきたいと思えます。
0:52:32	こちらですけどまず代表でテレビ会議システムのテレビ会議室の括弧社内向けが一番上に出ている設備でご説明をしていきたいと思えます。
0:52:42	衛藤。まず 6 ページの方ですね。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:47	7号機設備、67号機共用号機に設置と、
0:52:52	赤いように着色して数字で8-2と振ってございます。こちらは3ページの方に移っていただきますと、
0:53:02	赤色の行のですね、8-2で、
0:53:06	7億設備、67号共用合議に設置と記載してございます。
0:53:11	こちらはですね号機緊急時対策所に設置してるものでして、すでにナゴイセ。
0:53:16	野瀬地購入で申請済みとなっております。申請号機が7号機ですので、今回7号機設備を追加するような形をとってございます。はい。
0:53:34	続いて専用電話設備衛星電話設備、原子力統合防災ネットワークを用いた通信連絡設備のデータセット伝送設備に関しても、同じ内容になりますので割愛させていただきます。
0:53:53	はい、それで江藤比較表の方に戻っていただきまして、
0:53:59	比較表のですね20ページの隅括弧47条の12等、
0:54:06	済額47条の13の変更箇所のご説明が終わりました。はい。
0:54:13	続きまして21ページですけども21ページは、差異はございません。
0:54:21	22ページも差異はございません。
0:54:24	というところになってございます。
0:54:28	これ通信連絡設備は、
0:54:31	終了になります。
0:54:37	すいません、衛藤このままちょっとですね、続けまして、通信連絡設備関係で共用のところの部分がございますので、
0:54:47	ページ数でいうと、
0:54:50	24ページですね、24ページの、
0:54:58	下から二つ目のパラグラフにありますけれども、隅括弧15条の28になります。
0:55:05	こちらでですね、掃除開きページングのかつこ警報装置、
0:55:12	あとですねスラジ総社企画ページングと、
0:55:16	あと、電力保安用電話設備括弧の、
0:55:19	固定電話機PHS端末及びファックス、こちらはですね、追加になってございます。この追加になっているのがですね、今回6号機の申請で共同して申請する設備が増えておりますので、
0:55:33	その設備を記載追加してございます。
0:55:41	で通信連絡設備に関しては以上になります。
0:55:47	以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:50	ご説明は以上になります。
0:55:54	はい。規制庁の井藤です。では質疑の方に入っていきたいと思いますが、まず、
0:56:01	ちょっと細かいところろも含め順番にちょっと確認させていただきたいんですけど。
0:56:13	ですね。
0:56:26	このまずう放射線管理施設の方から、
0:56:34	確認させていただきたいんですけどちょっとまだグランドルール、マスターしきれてない部分もあって、
0:56:40	ちょっとルールの確認みたいになるんですけど、
0:56:44	7 ページ。
0:56:53	7 ページの上のところ、申請号機の違いによる差異として書かれている部分で、
0:57:02	前半は、
0:57:05	保管場所と書かれてないですけどもこれは、
0:57:09	何でいらなかったっけっていう確認。
0:57:15	東京電力ホールディングススズキです。保管場所について書かれていない説明につきましては、要目表の対象となっております。そちらにつきましては、基本設計方針の方で説明書書いておりません。
0:57:28	小型船舶につきましては基本設計方針のみ、小型船舶と指定いたしました可搬型ダストヨウ素サンプルにつきましては、
0:57:35	基本設計方針のみに出てくる設備ということでここで保管場所を記載させていただいております。
0:57:50	はい規制庁のイトウですわかりましたありがとうございます。
0:57:55	あと細かいとこですけど以下同じって書いてないのは、ここだけにしか登場してないという、そう。そういう理解でいいんですかね。東京電力ホールディングススズキですその通りです。
0:58:07	はい規制庁の伊藤です。ございます。あと同じ7 ページの、
0:58:12	中段辺りのこの共用化に関する記載の適正化で、可搬型モニタリングポストこれはあれですかね前段でもうすでに登場してるということですか。ちなみにどこかわかりますか。
0:58:25	はい。東京電力ホールディングススズキです。
0:58:29	可搬型モニタリングポストにつきましては資料の5-3の5 ページをお願いいたします。
0:58:37	そちらの一番下のパラグラフの、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:58:41	3行目ですかね、可搬型エリアモニター及び可搬型モニタリングポストということで、こちらですでに1回出てきてまして、
0:58:51	先ほどご質問いただきましたところでは、以下同じの記載に倣って書いておりません。
0:58:59	はい。規制庁のイトウですわかりました7号の時に、本来であればここはいらないものだったけど、書いてあったと。そういうふう理解しそれを適正化したと理解しました。
0:59:10	あと続いてなんですけど、
0:59:13	同じ。
0:59:14	放射線管理施設の方で、
0:59:22	とですね。
0:59:27	13ページ。
0:59:39	13ページの、
0:59:43	真ん中辺りの2.2.1の中央制御室換気空調系ですけどもこれは
0:59:52	6号設備という形になると思うんですけど、67号共用、
0:59:58	というのは、7号側ではこれらの設備でどういう取り扱いになるんですか。
1:00:16	東京デリカ花田です。
1:00:18	中央制御室配布換気空調系につきましては中央制御室が675で一体のものとなっておりますので、系統としては7号機設備のものは7、それ1台100%、
1:00:32	賄える容量となっております、この6号機設備の方も、中央制御室100%賄える容量となっております。他、ただ中央制御室が67号機で、一体の共用のものなので、共用という形で記載をしております。
1:00:46	はい。規制庁の伊藤です。そうすると7号では別にこの6号の換気系長計には期待せずとも、
1:00:54	大丈夫ということで、あれですかね
1:00:57	何ですか適切じゃないかもしれないですけど7号側ではこの6号設備はあくまで
1:01:05	自主というかそういう取り扱いになるとそういう理解でいいんですか。
1:01:10	東京デリカ原です。ご認識の通りで、7号機、
1:01:15	においてこの6号機のフジイノ中大瀬。
1:01:19	制御室換気空調機について期待は特にしなくても、問題ないという
1:01:24	整理となっております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:31	はい。規制庁の井戸です。わかりました。中操が供用だからこういう書き方をしてるってそういうことなんですよね。
1:01:44	東京電力原です。ご認識の通りです。
1:01:47	はい。規制庁の伊藤です。わかりました。それと、
1:01:54	計測制御系統施設の方で、
1:02:00	ちょっといろいろわからないことがあるので、確認したいんですけど。
1:02:19	比較表でもいいんですけど対カーで資料いただいた方でちょっと確認したいんですけど、
1:02:37	えと通信連絡設備の共用概要図の方で、
1:02:48	1 ページ目ですね。
1:02:52	口頭での説明聞いて、何となくは理解できたんですけども、
1:02:58	まず、この 6 号申請時の※2、
1:03:01	ドイ書かれているように登場してくるものが、今回新たに追加した設備で、まず、
1:03:10	※1 の方はもう元から 7 号で申請済みの設備で、
1:03:14	ということで、例えば、
1:03:17	1 ページの表で言えば、3-1 と 3-2 は、全く同じ設備を指している、⑤-1 の⑤の 2 も同様に全く同じ設備を指しているという。
1:03:29	理解でいいんですかね。記載の仕方が違うっていうそれだけの差ですか。はい。東京電力の芳野です。おっしゃる通りで間違いございません。
1:03:40	3 の、
1:03:41	③-1 と 03-2、こちら同じ設備になってございます。はい。
1:03:48	規制庁の伊田です。わかりました。その上で
1:03:53	まず、
1:03:54	ちょっと説明あったかどうか
1:03:56	もしかしたらあったかもしれないんですけどこの赤字と青字、青字やね緑字の、
1:04:01	意味をちょっと教えていただけますか。
1:04:05	はい。東京電力の吉野です。こちらはですね、着色した理由はですね、まず赤色のところはですね、
1:04:16	衛藤 7 号機の断面で申請済みの設備をですね、今回、
1:04:23	6 号機の申請で 67 号共用として申請しますというところで、そういった変更点がありますというところで赤色で着色してございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:04:33	一方で、緑色に着色しているものですね、こちらはですね、今回、6号機で新たに申請するものなんですけれども、6名を共用して申請しますというところで、
1:04:46	ちょっとこういった特異点がありますというところでええと、
1:04:49	他とは色を変えて表現してございます。以上になります。
1:04:54	はい。規制庁の伊藤です。医療の意味はわかりました。それで、
1:05:00	まず、ちょっと緑の方から確認しようかなと思うんですけど。
1:05:06	これらはあれですかねさ、先ほど質問したのと、かぶっちゃかぶるんですけど、6号設備として申請していて、67号共用ですけども、
1:05:19	7号、
1:05:21	A-A、適合性のところでは別に期待しなくてもよい設備という理解でいいんですか。東京電力の芳野です。そのご理解で問題ございません。
1:05:34	はい、規制庁のイトウですわかりました。赤字のところはちょっと、
1:05:40	あんまりわかってないんですけど。
1:05:43	7号の申請の時には、
1:05:46	単独の設備としてこれ7号単独での、
1:05:52	認可を終えていた設備、
1:05:55	ということでそれを今回、
1:05:57	67号で共用にしたいっていうそういうことですかね。東京電力の吉野です。その通りでございます。
1:06:10	はい。
1:06:11	内容はわかりました。これらの設備って、ちょっとまだ全然確認しきれてないんですけど、
1:06:20	要目表とかに登場してくるようなものになるんですか。
1:06:25	東京電力の芳野です。こちらの通信連絡設備要目表には出てこない設備になってございます。
1:06:34	わかりました。
1:06:38	何が気になってるかっていうと、6号の申請
1:06:45	をするに当たって、既認可7号への何らかの法令手続き上の影響はないのかというそういった観点でちょっと今確認してたんですけど。
1:06:57	そうするとこの整理でいえば要目表に登場する設備でもなくてその本文記載事項、7号の本文記載事項に特段影響を与えるようなものでも、
1:07:08	ない、共用化の話なので、
1:07:10	7号の申請、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:07:12	の関係で言えば、特段、その辺人とか届け出とか必要がないと、そういうことでもいいんですかね。
1:07:20	はい。そのように認識してございます。はい。
1:07:24	わかりましたありがとうございます。
1:07:28	今回、この通信連絡設備でこういった設備が出てきているということで、細かい確認させていただいたんですけど、今後も、その6号の申請で新たに、
1:07:43	何か7号の設備の取り扱いを変えるみたいな、そういった話が出てきた場合は、近海の影響っていうのも考えられるので、そこは、
1:07:54	補足的に説明、丁寧に説明していただきたいなど。
1:07:58	思うんですがよろしいですか。
1:08:00	東京大学の吉野です。承知いたしました。はい。
1:08:06	はい。規制庁の伊藤です。よろしくお願いします。
1:08:18	規制庁の井藤です後、もう1点なんですけど比較表で、
1:08:23	同じ計測制御系統施設の
1:08:27	24ページ。
1:08:41	24ページの記載なんですけど、
1:08:46	これもさっきと同じ観点なんですけど、ここは共用化する設備が増えるわけなんですけど、
1:08:55	7号の基本設計方針はここは別にかる一ことはしなくても大丈夫っていうことなんですかね。
1:09:04	東京電力の芳野です。そのように認識してございます。はい。まだ7号機から見ては特に今回、共用する設備というのを期待してございませんので、
1:09:15	そういった考えで、
1:09:18	で認識してございます。
1:09:24	はい、規制庁の伊藤です。
1:09:27	藤丹、ここに今ちょっと書いてある、7号で書いてある、
1:09:35	共用のところに登場してくる設備って、
1:09:43	これ今回新たに6号申請のために、共用、
1:09:47	顔した設備ってここに入っているんです。
1:09:54	すいません東京夜久野です。ちょっと先に補足だけしたいんですけど、ちょっともう1回概要の、
1:10:01	1ページ目見てみていただいて、
1:10:04	この赤字の③-1と③-2のところ、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:10:09	と 05-1 と 05-2 のところですね、
1:10:13	まずそもそも③の一井の時点では、通信連絡設備としては 7 号機単独で、
1:10:20	申請してたと。だから共用をではないし、その共用の条文の適用は受けないから、記載してない。基本設計方針には、この共用の妥当性を記載していなくて、
1:10:31	6 号機の設計にあたってどうしても 7 号機で使ってるやつが必要だから、67 号機共用ということで始めて 6 号で、6 共用、
1:10:41	出すと。
1:10:42	ということになりますので、その場合は 6 号機側で共用の条文の妥当性を説明すれば良いという考えで 6 号機側の基本設計方針に、
1:10:54	新しく共用でうたうことになった設備を変えて、共用の妥当性を書いてるものになります。
1:11:05	なので、今基本設計方針で伊藤さんが言われてる質問の通りで共用、
1:11:12	新しくうたったものは、ここに書いてないといけないものになります。
1:11:27	規制庁のイトウです。
1:11:30	と、私の方でもその手続き関係はし、
1:11:35	調べようと思うんですけども、ここは 6 号で、
1:11:39	共用の宣言がなされてれば、
1:11:42	ナゴアガワが、元の記載でもいいという、そういうことなんですか。
1:11:52	東京電力伊達ですこれ、多分、手続きの話かなとは思ってるんですけどちょっと先行事例とか見させていただき限り、先行で単独で申請したものに対して、
1:12:04	そのあとコード号機が共用になった場合にそこを
1:12:08	早急して直すってことはしてないというふうな認識を持っています。ただ、当然、しかるべきタイミング直すタイミングがあれば私は直すと。
1:12:19	いうところでちょっと認識しておりますので、ちょっとその辺はご指導いただきながら進めていきたいと思っております。
1:13:13	はあ。わかりました。
1:13:16	もしん方。
1:13:19	先行で例があったらそれもちょっと示していただければなと思うんですけど、よろしいですか。何か追加の説明資料みたいなもので、全然結構ですので、はい東京電力だって了解いたしました。
1:13:33	はいすいません。よろしく願いいたします。衛藤。私からは以上です。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:43	規制庁の吉崎です。今、井藤から質問あった、ちょっと繰り返しなんですけども、今回追加で強要が追加になったところについては
1:13:53	7号機としては期待してない設備であるということで、そういったものを少し明確にさせていただきたいなと思います。いろいろ、
1:14:04	緑じゃで書いてあるものがそうだと言ってるんですけどそれについては、少し明確にさせていただきたいなっていうことと、さっき赤字のところは本来は、
1:14:15	アオキ単独申請で今回、共用にしたいってことなんで、ちょっと色が無いと同じ記載になってしまうんで、そういった意味がわかるような凡例を
1:14:29	どっか書いてあるさっき今、
1:14:33	東京営業所にすいません判例が記載はございませんので、
1:14:37	はい。
1:14:38	ただ、そうですね、半色の凡例はちょっとつけてませんでしたので、はい。
1:14:48	東京電力なんてちょっといろんな判例がなかったことに関して話いたします。ただちょっとすいません下のアスタリスクの1とか2の方に、例えば3-03-2でおおきましては、
1:15:03	中央制御室に設置7号機認可時点では中央セキネ7号機設備として設置しており脅威の扱いは、
1:15:10	6号機の設計進捗を決定することを教えた。これ衛藤前段ですけど、6号機申請にあたり共用設備みたいな中央制御室に設置する装置を開き、電力通信法案、
1:15:21	米屋設備は号機のクワタ期なく使用できる設計であることは共用に整理するという形で書いてて、一方で、303-3に関しては、
1:15:32	中央制御先生と6号機交換。
1:15:35	既加入の電力保安料、電話設備を6億施設として申請と。
1:15:40	ということで、*の2の方に6億新規追加という形で、一応はすいません明示してるんですけど、ちょっとわかりにくかったということがありますのでそこは、いろんな判例をちょっと追記するようにいたします。申し訳ございませんでした。
1:15:55	はい。すいません下に書いて、それも書いてあるんで、それとの関係がわかるようにということで下の3-2の、先ほど言った6億申請にあたりホデらの、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:16:07	合計区分けなしウエキ設計であることが協議して整理するっていうことが赤字に該当すると、ということだとかあとさっきの緑のところも同じような意味合い。
1:16:17	防止下の※のかいということとこの色のリンクがわかるようにしていただければと思います。それで今、話が出た。
1:16:26	3-3とか5-3で、ちょっと聞きなれなかったんですけど6号機交換期間いうのってのは、
1:16:33	これはど、どういう意味なんですかね。
1:16:38	東京電力の芳野です。小令和ですね。好感気がですね、電話よ、電話交換機になるんですけども、今回
1:16:48	こちらですと、7号機にも6号機にもそれぞれ交換機、
1:16:53	っていうのは存在してまして、
1:16:56	そこから伸びてくる電話はですねこの中操に両方の交換伸びてくる電話機を設置してますので、
1:17:06	そういった意味で、
1:17:09	の表現なんですけれども今回申請するものが6号機の交換機でも公開から延ばした電話を、
1:17:17	設置しますというところを意味してございます。
1:17:22	市長の言う施設6号機、
1:17:26	単独ってそういう意味なんですかね。
1:17:33	東京電力の芳野です。
1:17:35	実際交換期間延びてくる電話
1:17:38	単独の設備と共用設備等それぞれあるんですけれども、
1:17:46	アノちゅ中央制御室へと、3-3ですと、
1:17:52	中央制御室になりますので、
1:17:57	交換機自体は6号機のものにはなるんですけれどもそこから伸びてくる電話機というものは、
1:18:05	電話機とかですねあとPSファックスの回線というんですかね、そちらは共用というところで、整理するような形をとってございます。
1:18:15	イシイという施設ちょっと
1:18:18	少しわかりづらかったので、少し何か交換機加入のって書いてある意味を少しわかるように、補足なのか、言い換えるのかをしていただけるとわかるのかなと思いました。
1:18:32	よろしいですか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:18:34	はい。東京電力の吉野です。そうですね補足説明資料でご説明できると思いますので、よろしくお願いします。
1:18:44	はい、規制庁の吉崎ですよろしくお願いします。
1:18:49	は、ちょっと、
1:18:51	他のやつに戻るんですけど、
1:18:53	放射線管理施設の基本方針の比較表で、
1:19:00	当最後の方に、
1:19:04	あった 19 ページですかね。
1:19:07	ここはしかし、ちょっとわかりづらかったんですけども、ここは該当するものが、
1:19:13	柏崎にもある、あるやなしの話だと思うんですけど、どういうことになってるでしたっけ、説明お願いします。はい。東京電力の上甲です。先ほど申し上げたのが、液体廃棄物処理系の排水放射線モニターになるんですけども、
1:19:29	こちら記載はしていないというのが、ちょっと様式 7 をちょっと用いてことでご説明させていただきたいと思います。
1:19:37	右肩、資料番号がKK6 期-015 回 0 江藤第 15 条の設計基準対象施設の機能をご覧ください。
1:19:53	はい、とKK6 期-015 回ゼロです。
1:19:58	15 条の様式 7 です。
1:20:13	はい。
1:20:14	そちらのですね、15 条の右下 15 条の 8 ページから 15 条 9 ページになるんですけども、
1:20:20	こちらのテンパチ右から 3 番目のテンパチの欄をご覧ください。こちらの中段からですね、安全施設のうち、2 条の発電用原子炉施設間で共有するのはというところで施設を、
1:20:34	挙げております。この中に液体廃棄物処理系という系統あるんですけども、その中にモニターがないので、今当社の場合、6 号 7 号機ともに記載はしておりません。
1:20:46	なんですけども、ちょっと先行電力さんとかの記載をちょっと踏まえて
1:20:52	センコーさんの整理踏まえてちょっと形、記載を検討したいなというところで先ほどご説明した通りになります。
1:21:00	規制庁のヨシツグです今説明のところは放射線モニターが、設備としてはあるんですね、設備としてははい。当社としてあるんですけども、今

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



	のところこちらの中に上がっていないので、基本設計書に記載していないと。
1:21:23	ん。
1:21:27	セトとりあえずそういう状況だということがわかりました。
1:21:32	東京電力伊達です。念のための補足なんですけどあんまりよくない。基本的には我々いらなと思うてるんですけどやっぱりちょっとこういうのがあると、念には念を入れて確認しますという宣言をした程度として理解しておいたら基本的にはネームタグという、
1:21:45	あ、わかりました念のための確認でわかりましたなんか。
1:21:51	しないといけないのかなと思っちゃったんですけどそうすると何か、
1:21:55	前のやつが悪いのかなと思っていますがわかりました。はい。とりあえずわかりました。はい。
1:22:04	私からは以上です。
1:22:15	規制庁の宮崎です非念のため確認です。先ほどですね、失礼しました。
1:22:23	これは、
1:22:24	本文の 22 番、だからこれは放射線管理。
1:22:30	基本方針の比較表ですかね。この部分の先ほどの 14 ページの、
1:22:36	ところD、
1:22:39	先ほどイトウから確認があった中央制御室の空調系のお話なんですけども、
1:22:47	先ほどのお話ですと、7号機の設備だけで、
1:22:52	6号機は期待はしてないというお話ですけども中央制御室空調基本的には100%能力がありますのでそれはもう、
1:23:01	いいんでしょうけど、
1:23:04	今回その6号機を合わせて、7号炉5、6号7号、両方とも、例えば、
1:23:14	事故、
1:23:17	事故があったときに、これ、中央清潔の隔離機能とかいうやつについては、その辺はこの空調系には期待してないってことでよろしいですかね。
1:23:47	東京電力原です。隔離機能については、こちらSA時の隔離機能としての共用の話になりますので先ほどの中央制御換気空調系
1:24:00	方はDBとして共用っていうところを書いてるんですが、こちらについて
1:24:06	中央制御室を確立するという機能になりますので、7号断面でも6号の

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:24:12	ダンパを共用しますということになりますし、ナゴ、6号においても、7号で、
1:24:18	のダンパを、
1:24:21	使用して、中央成立確認するという記載にありますので、
1:24:25	はい。先ほどのMCRの記載、話とちょっと、
1:24:29	違うという線になります。
1:24:31	はい。規制庁の宮崎です。はい、わかりました。
1:24:35	ちょっと私の方からは以上になります。
1:24:41	すいません原子力規制庁の小林です。同じく放射線、
1:24:46	管理の方、放射線管理施設のところなんですけど、ちょっといろいろその共用の書き方にいろいろパターンが追いつけないところがあってすみませんちょっと教えていただきたいところがあってですね。
1:24:58	11ページのところの、
1:25:01	緊急時対策所換気空調系の設備って多分ここ丁寧に説明されたんだと思うんですけど、11ページ、1234パラグラフ、ちょっと、
1:25:12	もう理解できないと思いつけないのがあってもう一度すいません説明お願いしたいところがあるんですけども、その緊急時対策所の空調系の設備のうちっていうところで、右側に7号機、6号機側には青字ですね。
1:25:24	67号機設備、67号機共用というのが3ヶ所書いてあって、その同じ設備には何も
1:25:31	ナゴ議会書いていないって、これもしかしたら先ほどの通信設備で、7号機設備時はまだ共有かどうか。
1:25:40	決まってないからこう書かないだけで、6号外6号機の工認時点断面で、67号共用になったからこういう、
1:25:47	6号だけ青字で書いているとそういう解釈でいいんですが、通信設備のさっきの丸さん、市田モリさん、いいでしたっけ。と同じ関係なのかなと思ったんですけど。
1:25:57	東京電力ホールディングの鈴木です。こちらにつきましては通信設備とは異なっているものになります。
1:26:04	衛藤。
1:26:06	これ、この章で初めて出てきた設備につきましては、7号機すぐ67号機共用以下同じというような記載をさせていただいてるんですけども、
1:26:17	この迫の所で初めて出てきた場合にはそういった規制をしておりますそうでない場合には、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:26:22	ずっと次に出てくる場合などには書記載の省略をしております。7号機で本当は、六、七を共用という書くべきだったんですけども、
1:26:31	6号機の方、こちら、
1:26:35	この場で初めて出てきていますので6号機の方で記載の適正化をさしていただいております。
1:26:40	すいません。機器もあれですよ。現状規制庁コバヤシ7号機でも高くべきだったけど書いてなかったっていうただそれOKな東京電力だってその通りで、一応すいません。
1:26:52	柏崎刈羽原子発電所の比較という形で、
1:26:56	共用に関する記載の適正化という意味で、7号よりも適正にしたという言い方にさせていただいて逆に通信とかのところで、共用追加したところに関しては、
1:27:08	6号機の設計整理に伴い明確になった共用設備の記載を反映したことによる差異という形、分けております。研修規制庁ホアシちょっといろいろなパターンがありすぎてそんで混乱してしまうところもあってですねちょっとその辺、
1:27:22	もう少し記載比較のところに記載の適正化のところの意味合いですね、それもちょっと詳しく書いて欲しいなとももしかしたらナゴキタナカそうですね。
1:27:33	今回の場合は別にその7号機の方書くべきだと、書いてなかったということで6号機で適正化したっていう。
1:27:40	ことではないですか。違う。
1:27:43	東京電力だって趣旨としてはそうですがちょっと文面にするとすると、ちょっとそういった意味では共用のに関する記載の適正化という文言に集約されます。
1:27:56	ということは、ちょっとご理解いただけると助かります。
1:27:59	原子炉規制庁鷺山今このお話聞くにはみんなあそうかと思うんですけど後から手当まで何で違うんだっけって時に、なんかちょっと、こちらが混乱するんじゃないかなあと考えていて、
1:28:11	うんはSDあれですよ。7号機に入るかは出ないかっていう議論を避けたいから、何か、ちょっとそこに明記するの何か新結構悩んでるっていうふうになんか、しっかり言ったんだけどそういううがった見方をしちゃいけないんでしょうか。
1:28:27	東京電力なんです。なるほど。基本的にはルールを少しなんて規制し力せないではねると思ってるんですけど。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:28:40	ちょっと事務局と相談して、もう少しわかるように、書くことを工夫を検討いたします。はいよろしく願います。またちょっと私本当理解してなくて申し訳ないんですけども、
1:28:54	これも書き方だけの話で、
1:28:57	どこだったか。
1:28:59	ここもちょっと前後をよく見ないでその分分、場所だけを見てこう判断してしまってほんと非常に申し訳ないんですけども、同じ放射線管理施設、15 ページのところになると、今度、
1:29:12	今度は 15 ページの最後の、
1:29:15	段落のまたっていうところこちらもしかしたら説明受けたのかもしれない。私は理解できてないだけなのかもしれないんですけど、この左側に六、七号共用って例えばその、また図の 3 行下のところに、下は、
1:29:29	号機の緊対所待機場所のその他、可搬型陽圧化空調機ファン 67 号機共用、以下同じって書いてあるんですけど、
1:29:39	おなじものがですね、6 号機になると何も書いていないっていう、これはどうしてこういう記載になったんですかねその上に同じものがあつたようにあまり見えないんですけども、
1:29:52	ここには何も説明も何も書いてないで左側だけ。
1:29:56	7 号だけ青字が書いてあって 7 号がやアオヤマ境界で書いてあって、6 号側には何も書いていないっていうのこれはどういう理由でこういう差異があるのかだけちょっと教えて欲しいんですけど。
1:30:07	東京電力ホールディングの鈴木です。
1:30:10	こちらにつきましてはこの章で先に、
1:30:13	ところの設備でできておまして、先に以下同じというような記載をしておりますので、この 15 ページの
1:30:24	11 ページですかね、11 ページの先ほど
1:30:30	4 段落目ですね、こちらで可搬型陽圧化空調機のファンだったりとか、
1:30:35	陽圧化空調機のフィルタユニットが出てきておまして、
1:30:39	ここで、以下同じと記載をしておりますので、15 ページ戻っていただいて、こちらには、共用の記載はしていないというようなことで、記載の適正化しております。原子力規制庁会社なんかあれですね、11 ページ 15 ページは何か、何となく、
1:30:56	対になってるような気がしないでもないんですけど。
1:31:01	11 ページの方は何か左側をな、同じ設備でも、
1:31:07	六、七号共用とは書いておらず、以下同じとも書いておらず、なぜか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:31:12	だってちょっと勘違いですから。
1:31:16	東京電力のダテ先ほどはナゴの記載の話を言われてます米田、今はさつき6号の記載の話だな。先ほどは
1:31:26	すいません。
1:31:29	どっちだっけな。
1:31:30	私さつき言った11ページですね11ページは6号の記載をしていて、今思ったんですけど、15ページのところ、それで
1:31:40	6ページ、6号機に関して
1:31:44	すいませんちょっと私、設備面を混乱してるだけなのかもしれないんですけど、
1:31:47	15ページ目のところ2.2.4のところには共用というのは書かなくていいというのは11号のところにちゃんと
1:31:55	11ページの時にちゃんと書いてあるから大丈夫ですっていう。
1:31:59	話を今されていたと思うんですけど。
1:32:03	本当そうなんですかねちょっとすみませんもう一度私、
1:32:07	設備名が本当に、
1:32:10	15ページに書いてある共用書いてないものが本当11ページのところに書いてあるちょっとその整合がとれてないんで、でもちゃんと書いてあります。書いてあるか。
1:32:20	ごめんなさい書いてますね。
1:32:23	ちょっと待ってくださいね。
1:32:31	そっか、11ページのところ第2パラグラフ目の時には、6号も7号もきちっと共用設備って書いてます。すいません勘違いしてました。
1:32:40	それで同じものが多分、もしかしたら、
1:32:45	15ページのところの、またいかにもまた同じ設備が出てきて、
1:32:51	本当は以下同じとか書かなくていいの書かれていたという認識でいいんですかそうでもないのか。
1:32:56	ちょっといろんな名前が入ったんですが、もう1回確認します。ちょっと
1:33:02	設備名がどうなんだろう。
1:33:09	わかりました。はい。すいません。
1:33:22	もうちょっと備考欄でわかりやすく、もうちょっと混乱しないように書いていただければと思います。私からは以上です。
1:33:37	あ、規制庁のヨシツグすみませんもう一度その通信の共用概要のところ
1:33:45	で、 1ページのところ、先ほど緑字のところ、共用を

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:33:51	6号機側の申請で、新たに追加するということだったんですけども、それに対してこっちの、なんだ、保守なんだ、本体側の説明は、
1:34:04	どうなってるかっていうのを説明してもらえますか。
1:34:08	変更あるんですけど。
1:34:18	東京電力の芳野です。本体側というのが、
1:34:23	比較表のことですか。はい。はい。本文の基本方針の本文側と比較表のですね、ここです。はい。江藤そうですねこちらの方でも変更箇所として青字で、
1:34:36	になってますね例えばですと、
1:34:44	電力保安用電話設備の(ホ)停電は、
1:34:48	PS端末及びFAXというのが、
1:34:57	町17ページの真ん中ぐらいですかね。
1:35:08	衛藤。
1:35:11	電力保安用電話設備括弧固定電話機、PHS端末及びFAX。
1:35:21	まず6号機設備がありまして、その次に、67号機共用、7号機に設置という、
1:35:30	文言があるんですけどこれがこの緑色に当たる部分になります。
1:35:42	規制庁の井関です。4ページのところとすごい、何か色分けがいろいろをつけすぎてわかんなくなってるのか。
1:35:53	少しわかりづらくなって、4ページで言うと、ごちゃごちゃになってるからわからないのか、グレーのところですか。
1:36:03	イシイ。少々お待ちください。はい。
1:36:05	六、七、
1:36:08	そうですねグレーのところになりますね、グレーのところ③-3で書かれてるところですね。
1:36:15	はい。真ん中辺の、はい。そうですね。3-3の67号機共用7号機設置。
1:36:24	ってやつですかね。はい。
1:36:26	方法。
1:36:28	方わかり今わかりました。
1:36:31	もう少し
1:36:33	何とかして後で見てもわかるようにしていただきたいんですけど、すみませんよろしくお願いします。
1:36:42	通信設備の補足説明資料の中で配置図を、図面を明示した図面もありますので、それを合わせて、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:36:52	添付資料のあれで違うな。通信連絡設備の説明書の中で、再度ご説明を。
1:36:58	差し上げてちょっと調整させていただけたら幸いです。以上です。
1:37:04	はい、規制庁の井関ですそういう、何個今回追加だとか、変更だとかっていうのは明確にした上で、7号機側に影響がないとかそういう話を、
1:37:15	しっかり説明していただきたい。ずーも含めて、見やすく説明していただきたいと思います。
1:37:22	はい。東京電力芳野です承知いたしました。
1:37:27	はい。規制庁吉崎ですよろしくお願いします。私から以上です。
1:37:37	はい、規制庁の伊藤です。
1:37:41	念のための確認なんですけど、先ほど話のあった11ページの、
1:37:47	共用カーの記載が、7号の時にはありませんでしたっていうやつは、
1:37:54	別に単に記載がなかったっていうだけで、7号の申請としては共用欠けてる設備、多分これ要目表とかにも出てくるやつだと思うんですけど、
1:38:04	共用となっている設備で、今回、
1:38:07	記載を適正化したと、そういうこと。
1:38:11	と理解したんですけど合ってますか。
1:38:13	東京電力ホールディングスの鈴木です。認識相違ございません。
1:38:17	はい。規制庁伊藤ですわかりました。はい。す。その他なければ、
1:38:23	いいですか。
1:38:29	その他なければ、以上とさせていただきたいと思いますが、
1:38:37	東京電力からも、全体を通して何かございますか。
1:38:43	はい特にない。なさそうなので、
1:38:48	本日のヒアリングはこれで終了したいと思います。
1:38:52	お疲れ様でした。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。